

役場からのお知らせ

納期のお知らせ

● 11月に納めるもの●

| | | 納期限 |
|------------|------|--------|
| 固定資産税 | 3期分 | 12月 1日 |
| 国民健康保険税 | 7期分 | 12月 1日 |
| 介護保険料 | 7期分 | 12月 1日 |
| 後期高齢者医療保険料 | 5期分 | 12月 1日 |
| 保育料 | 11月分 | 12月 1日 |
| 水道料 | 11月分 | 12月 1日 |
| 町営住宅使用料 | 11月分 | 12月 1日 |

※11月末が休日のため12月1日までが納期限となります。

● 12月に納めるもの●

| | | 納期限 |
|------------|------|---------|
| 国民健康保険税 | 8期分 | 12月 25日 |
| 介護保険料 | 8期分 | 12月 25日 |
| 後期高齢者医療保険料 | 6期分 | 12月 25日 |
| 保育料 | 12月分 | 12月 25日 |
| 水道料 | 12月分 | 12月 25日 |
| 町営住宅使用料 | 12月分 | 12月 25日 |

※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

町民課からのお知らせ

法人住民税法人税割の税率の改正について

平成26年3月31日公布された地方税法の一部改正に伴い、法人住民税法人税割の税率を次のとおりとし、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されることになりました。

平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割 12.3% 平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割 9.7%

□お問い合わせ 役場1階 町民課 住民税係 ☎ 43-2111 (内線 2117・2118)

平成27年度からの個人住民税特別徴収の実施について

県と県内全市町村は、特別徴収義務者の指定の徹底に取り組んでいます。

□個人住民税の「特別徴収」とは？

- 個人住民税を納税するにあたり、従業員に代わって事業者の方が、従業員に支払う毎月の給与から所得税など同様に個人住民税を天引きして納入していただくことを「特別徴収」といいます。
- 所得税を給与から天引き（源泉徴収）している事業所は、個人住民税も天引きして納入しなければならない義務があります。この場合、事業主は「特別徴収義務者」となります。

※従業員が居住している市町村へ給与支払報告書を提出する際には、給与支払い報告書（総括表）に「特別徴収切替」と朱書して提出してください。

- 詳しくは、八百津町ホームページ (<http://www.town.yaotsu.lg.jp/>) 内の「総合メニュー」→「税・保険・年金」→「町県民税」→「平成27年度からの個人住民税特別徴収の実施について」からもご覧いただけます。

□お問い合わせ（ぎふ税収確保対策協議会）

岐阜県 税務課 ☎ (058) 272-1111 (内線 2191)
中濃県税事務所 総務課税課 ☎ (0575) 33-4011 (内線 282)
役場1階 町民課 住民税係 ☎ 43-2111 (内線 2117・2118)